



発行 東京都

目次

109

規則(教)

○東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則……………一

規程(水)

○東京都給水条例施行規程の一部を改正する規程……………一

○東京都指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程……………二

規則(教)

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五号

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立学校設置条例施行規則(昭和三十九年東京都教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表三の項中

附則

この規則は、公布の日から施行する。

同	臨海青海特別支援学校	知的障害	小学部 中学部	普通科 就業技術科	を
同	臨海青海特別支援学校	知的障害	小学部 中学部	普通科	に、
同	八王子西特別支援学校	知的障害	小学部 中学部 高等部	普通科	を
同	水元小合学園	肢体不自由	小学部 中学部 高等部	普通科 就業技術科	を
同	水元小合学園	肢体不自由	小学部 中学部 高等部	普通科 就業技術科	に改める。
同	花畑学園	知的障害 肢体不自由	小学部 中学部 高等部	普通科 就業技術科	
同	知的障害	知的障害	小学部 中学部 高等部	普通科	

規程(水)

●東京都水道局管理規程第七号

東京都給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月二十六日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都給水条例施行規程の一部を改正する規程

東京都給水条例施行規程(昭和三十三年東京都水道局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第五条」を「第六条」に改める。

第六条の二第三項第一号を次のように改める。

一 産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第三十条第一項の規定により鋳工業品又はその包装、容器若しくは送り状に同法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものであることを示す特別な表示が付された製品

第六条の二第三項第二号中「第五条」を「第六条」に改める。

第八条第五項中「第五条に定める」を「第六条の」に改める。

第十四条の四中「第二十九条第一項第八号」を「第二十九条第一項第九号」に、「同項第十号」を「同項第十一号」に改める。

附 則

この規程は、令和元年十月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第八号

東京都指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月二十六日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

東京都指定給水装置工事事業者規程(平成十年東京都水道局管理規程第十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「次条」を「第五条」に改める。

第四条の次に次の二条を加える。

(指定の更新の申請)

第四条の二 前条の規定は、条例第六条第三項の指定の更新について準用する。この場合において、前条中「第六条第一項の指定」とあるのは「第六条第三項の指定の更新」と、「指定を受けようとする者」とあるのは「指定の更新を受けようとする者」と読み替えるものとする。

2 条例第六条第三項の指定の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(指定事業者証)

第四条の三 条例第六条の二の都指定給水装置工事事業者証(以下「指定事業者証」という。)は、別記様式による。

第五条中「前条」を「第四条」に改め、同条第一号中「次条」を「第六条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

る。

(指定の更新の基準)

第五条の二 前条(第三号二を除く。)の規定は、条例第六条第三項の指定の更新について準用する。この場合において、前条中「指定」とあるのは「指定の更新」と読み替えるものとする。

第七条第一項第三号中「第五条」を「第六条」に改める。

第十一条第一項中「都指定給水装置工事事業者証(以下「指定事業者証」という。)」を「指定事業者証」に改める。

第十二条第五号イ中「第五条」を「第六条」に改める。

附則の次に次の別記様式を加える。

別記様式(第4条の3関係)

指定番号 第 号

都指定給水装置工事事業者証

氏名又は名称
代表者氏名

年 月 日指定

上記の者は東京都指定給水装置
工事事業者であることを証します

有効期限 年 月 日

発行日 年 月 日

東京都水道局長



附 則

この規程は、令和元年十月一日から施行する。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

